

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の 使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費	福祉型障害児入所施設	施設を運営するために必要な職員の 人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>次の算式(1)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、次の算式(2)(関係支弁義務者が協議を行ない、各支弁義務者が措置人員にかかわらず、支弁すべき人員(いわゆる協定人員)を定めて支弁することとしているときは算式(3))によって算定した額とする。</p> <p>なお、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設に措置幼児がそれぞれ入所している場合には、算式(4)を加算する。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童数</p> <p>算式(2) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童数×支弁率</p> $\frac{\text{その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置人員}}{\text{その施設のその月の初日の総措置人員}}$ <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分月額保護単価×その月初日の措置幼児数</p>

(2)	ア	福祉型障害児入所施設の措置児童	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>(1) 福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。</p> <p>算式(1)</p> $47,340円 \times \text{その月の初日の措置児童数}$ <p>算式(2)</p> <p>次の表の重度加算費月額保護単価 <math>\times</math> その月初日の別に定める基準による重度措置児童数</p> <p>重度障害児支援加算費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <p>① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(民間給与等改善費の対象外施設(以下「公立施設」という。)(平成25年4月～6月)の単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害種別</th> <th colspan="2">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知的障害児</td> <td>25%加算分</td> <td>46,900円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>56,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自閉症児</td> <td>25%加算分</td> <td>46,900円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>56,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盲児</td> <td>25%加算分</td> <td>45,080円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>54,080円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ろうあ児</td> <td>25%加算分</td> <td>40,790円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>48,940円</td> </tr> </tbody> </table>	障害種別	月額		知的障害児	25%加算分	46,900円	30%加算分	56,300円	自閉症児	25%加算分	46,900円	30%加算分	56,300円	盲児	25%加算分	45,080円	30%加算分	54,080円	ろうあ児	25%加算分	40,790円	30%加算分	48,940円
	障害種別	月額																									
知的障害児	25%加算分	46,900円																									
	30%加算分	56,300円																									
自閉症児	25%加算分	46,900円																									
	30%加算分	56,300円																									
盲児	25%加算分	45,080円																									
	30%加算分	54,080円																									
ろうあ児	25%加算分	40,790円																									
	30%加算分	48,940円																									
イ	福祉型障害児入所施設の措置児童等であつて、別に定める基準により重度障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等																									
生活費	諸費																										

肢体不自由児	56,300円
--------	---------

② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）  
の単価

障害種別	月額	
知的障害児	25%加算分	45,660円
	30%加算分	54,780円
自閉症児	25%加算分	45,660円
	30%加算分	54,780円
盲児	25%加算分	43,890円
	30%加算分	52,650円
ろうあ児	25%加算分	39,760円
	30%加算分	47,690円
肢体不自由児	54,780円	

ウ	主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算式(3)</p> <p>強度行動障害特別処遇加算費月額保護単価</p> <p>① 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価 224,130円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p> <p>② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）の単価 214,940円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>
エ	重度加算費	その児童	算式(4)

	<p>重度重複障害児加算費</p>	<p>の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの</p>	<p>の監護及び日常諸経費等</p>	<p>重度重複障害児受入加算費月額保護単価</p> <p>① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価 31,800円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p> <p>② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価 30,400円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p>
	<p>才 被 虐 待 児 受 入 加 算 費</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関に入所する措置児童であって、別に定める基準により虐待を受けていたものと認定された児童</p>	<p>その児童の監護及び日常諸経費等</p>	<p>算式(5) 被虐待児受入加算費月額保護単価37,800円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数</p>
<p>(3) 肢 体 不 自</p>	<p>ア 点 数 分</p>	<p>主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童</p>	<p>施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費</p>	<p>次の算式(1)から(9)により算定した額の合算額。</p> <p>算式(1) ア その措置児童等が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成24年厚生労働省告示第76号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費</p>

由  
児  
基  
本  
分  
措  
置  
費

用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額。

イ アに該当しない措置児童については、診療報酬の算定方法に準じて算定した額

算式(2)

保健衛生費月額保護単価 360円×その月初日の措置児童数

算式(3)

次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額保護単価×その月初日の措置児童数(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

保育士等加算費保護単価表（措置児童1人当たり月額）

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価

措置児童数		50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで
A欄	基本分	円 26,630	円 25,950	円 25,350	円 24,690	円 24,040
B欄	加算分	2,320	2,250	2,210	2,130	2,070
措置児童数		91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで
A欄	基本分	円 23,390	円 23,150	円 22,970	円 22,700	円 22,530

B欄	加算分	2,060	2,010	2,010	1,990	1,950
	措置児童数	141人から150人まで	151人から160人まで	161人から170人まで	171人から180人まで	181人から190人まで
A欄	基本分	円 22,350	円 22,190	円 22,080	円 21,970	円 21,880
B欄	加算分	1,970	1,940	1,920	1,910	1,910
	措置児童数	191人から200人まで	201人以上			
A欄	基本分	円 21,770	円 21,710			
B欄	加算分	1,910	1,880			

② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）の単価

	措置児童数	50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで
A欄	基本分	円 25,790	円 25,130	円 24,540	円 23,900	円 23,280
B欄	加算分	2,250	2,180	2,140	2,060	2,000
	措置児童数	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで

A 欄	基本分	円 22,650	円 22,420	円 22,240	円 21,990	円 21,830
B 欄	加算分	1,990	1,950	1,940	1,920	1,890
措置児童数		141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基本分	円 21,640	円 21,490	円 21,380	円 21,280	円 21,200
B 欄	加算分	1,910	1,870	1,860	1,850	1,850
措置児童数		191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基本分	円 21,070	円 21,020			
B 欄	加算分	1,850	1,820			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left( \begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{l} \text{その月} \\ \text{初日の} \\ \text{措置乳} \\ \text{幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条の第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。

乳幼児保育士等加算費保護単価表

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価

	A 欄	B 欄
基本分	20,180円	1,770円

② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価

	A 欄	B 欄
基本分	19,540円	1,710円

算式(4)

日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日の措置児童数

算式(5)

指導訓練材料費月額保護単価 420円×その月初日の措置児童数

算式(6)

看護代替要員費月額保護単価 160円×その月初日の措置児童数

算 式(7)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価310円×その月初日の措置児童数各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式(8)

児童発達支援管理責任者専任加算月額保護単価

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。

- ① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価

$7,520円 \times \text{その月初日の措置児童数}$

- ② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価

$7,270円 \times \text{その月初日の措置児童数}$

算 式(9)

小規模グループケア加算分月額保護単価

- ① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価

$73,050円 \times \text{その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数}$

- ② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価

				<p>70,550円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、医療費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)まで、(17)及び(18)の費目の項に定めるところによる</p>	
	イ 点 数 分 以 外 の 分	(ア) 重 度 障 害 児 支 援 加 算 費	別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童	その児童の看護及び日常諸経費等	<p>重度障害児支援加算費月額保護単価</p> <p>① 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価 56,300円×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数</p> <p>② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）の単価 54,780円×その月初日の別に定める基準による重度措置児童数</p>
(4) 肢 体 不 自	主として肢体不自由児を入所させる指定医療機関の措置児童			施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(6)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1) (医療費分) 各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額</p> <p>算式(2) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日の措置児童数</p>

由  
児  
療  
育  
費

算式(3) (保育士等加算費分)

保育士等加算費月額保護単価

- ① 平成25年4月～6月の単価  
20,180円×その月初日の措置児童数
- ② 平成25年7月～平成26年3月の単価  
19,540円×その月初日の措置児童数

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。

乳幼児保育士等加算費月額保護単価

- ① 平成25年4月～6月の単価  
20,180円×その月初日の措置乳幼児数
- ② 平成25年7月～平成26年3月の単価  
19,540円×その月初日の措置乳幼児数

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。

算式(4)

(重度障害児支援加算費分)

重度障害児支援加算費月額保護単価

- ① 平成25年4月～6月の単価  
56,300円×その月初日の措置児童数 (すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)
- ② 平成25年7月～平成26年3月の単価  
54,780円×その月初日の措置児童数 (すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)

算式(5)

指導訓練材料費月額保護単価 420円×その月

			<p>初日の措置児童数</p> <p>算式(6)</p> <p>特別訓練費月額保護単価 800円×その月初日において15歳をこえた児童であって、教育費又は、特別育成費を支弁されない措置児童数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、他の病院で医療をうける場合については医療費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(5)	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(9)までにより算定した額の合算額。</p> <p>算式(1) (医療費分)</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(3)のアの「肢体不自由児基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の(1)の算式(1)に定めるところに準じて算定した額</p> <p>算式(2) (保健衛生費分)</p> <p>保健衛生費月額保護単価 360円×その月初日の措置児童数</p> <p>算式(3) (保育士等加算費)</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{次の表のA欄に掲げ} \\ \text{る保育士等加算加算} \\ \text{費月額保護単価} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童数} \end{array} \right]$ <p>(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)</p>
自閉症児基本分			

措  
置  
費

保育士等加算費保護価表（措置児童1人当たり月額）

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）  
及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価

措置児童数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A 欄	基 本 分	円 70,950	円 69,980	円 68,940	円 67,920	円 66,890
B 欄	加 算 分	6,280	6,210	6,090	6,030	5,910
措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A 欄	基 本 分	円 66,500	円 66,190	円 65,850	円 65,460	
B 欄	加 算 分	5,900	5,880	5,830	5,800	

② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）の単価

措置児童数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A 欄	基 本 分	円 68,690	円 67,780	円 66,810	円 65,830	円 64,840
B 欄	加 算 分	6,090	6,020	5,900	5,850	5,730

措置児童数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上
A 欄	基本分	円 64,480	円 64,200	円 63,860	円 63,500
B 欄	加算分	5,720	5,700	5,650	5,630

算式(4) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 18,570円 × その月初日の措置児童数

算式(5) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160円 × その月初日の措置児童数

算式(6) (重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価 × その月初日の別に定める基準による重度措置児童数

重度障害児支援加算費保護単価表

(措置児童1人当たり)

- ① 民間施設給与等改善費の支給対象施設 (平成25年4月～平成26年3月分) 及び公立施設 (平成25年4月～6月) の単価

区分	保護単価 (月額)
25%加算分	46,900円
30%加算分	56,300円

② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）  
の単価

区 分	保護単価（月額）
25%加算分	45,660円
30%加算分	54,780円

算 式（7）（スプリンクラー保守管理等費分）  
スプリンクラー保守管理等費月額保護単価  
（40人以下施設） 930円×その月初日の措置児童数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設（地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。）

算 式（8）

児童発達支援管理責任者専任加算月額保護単価

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価  
7,520円×その月初日の措置児童数

② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）  
の単価  
7,270円×その月初日の措置児童数

算 式（9）

小規模グループケア加算分月額保護単価

① 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価  
73,050円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児

			<p>童数</p> <p>② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）の単価 70,550円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数</p> <p>（注）この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場合については医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の（7）から（15）及び（17）並びに（18）の費目の項に定めるところによる。</p>
（6） 重 症  心 身 障 害 児	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式（1）から算式（8）までにより算定した額の合算額。</p> <p>算式（1）（医療費分） 各月の支弁額の算式は、この表の（3）のアの「肢体不自由児基本分措置費の点数分の各月の支弁額の算式」の（1）の算式（1）に定めるところに準じて算定した額</p> <p>算式（2）（指導費分） 指導費月額保護単価</p> <p>① 民間施設給与等改善費の支給対象施設（平成25年4月～平成26年3月分）及び公立施設（平成25年4月～6月）の単価 230,670円×その月初日の措置児童数</p> <p>② 公立施設（平成25年7月～平成26年3月）の単価 223,240円×その月初日の措置児童数</p>

療  
育  
費

算 式(3) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 18,570円×その月初日の措置児童数

算 式(4) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160円×その月初日の措置児童数 (指定医療機関に入所させる場合は除く。)

算 式(5) (療育訓練費分)

療育訓練費月額保護単価 420円×その月初日の措置児童数

算 式(6) (スプリンクラー保守管理等費分)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310円×その月初日の措置児童数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設 (地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式(7)

児童発達支援管理責任者専任加算月額保護単価 (指定医療機関に入所させる場合は除く。)

ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。

- ① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価

7,520円×その月初日の措置児童数

- ② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価

7,270円×その月初日の措置児童数

算 式(8)

小規模グループケア加算分月額保護単価 (指定医療機関に入所させる場合は除く。)

- ① 民間施設給与等改善費の支給対象施設(平

			<p>成25年4月～平成26年3月分)及び公立施設(平成25年4月～6月)の単価</p> <p>73,050円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数</p> <p>② 公立施設(平成25年7月～平成26年3月)の単価</p> <p>70,550円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費並びに他の病院で医療を受ける場合については医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>				
<p>(7) 教育費</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1)その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等代</p> <p>(2)教材代</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額。</p> <p>ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。</p> <p>なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p> <p>教育費保護単価表(措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="820 1955 1445 2072"> <tr> <td>学年別</td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> <td>特別支援学校高等部</td> </tr> </table>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部				

		<p>(3)通学のための交通費</p> <p>(4)その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等</p>	<table border="1" data-bbox="820 152 1445 311"> <tr> <td>保護単価 (月額)</td> <td>円 2,110</td> <td>円 4,180</td> <td>円 4,180</td> </tr> </table> <p>算式(2) その施設のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額</p> <p>算式(3) その施設のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるもの(その児童(重症心身障害児を除く。))が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。)があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) 特別加算費年額保護単価 59,500円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p>	保護単価 (月額)	円 2,110	円 4,180	円 4,180
保護単価 (月額)	円 2,110	円 4,180	円 4,180				
<p>(8) 学 校 給 食 費</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。</p>	<p>その児童のその学校の給食に必要な経費</p>	<p>その施設のその月におけるその措置児童が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額の合算額</p>				

<p>(9) 見学旅行費</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「修学旅行」をいう。）に参加するもの。</p>	<p>その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p> <p>見学旅行費保護単価表（措置児童1人当たり）</p> <table border="1" data-bbox="836 506 1430 987"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)	108,200円
学年別	保護単価 (年額)										
小学校第6学年	20,600円										
中学校第3学年	55,900円										
特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)	108,200円										
<p>(10) 入進学支度金</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。</p>	<p>その児童の入進学に際し必要な学童用品等の購入費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="820 1520 1445 1861"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年進学児童	46,100円		
学 年 別	保護単価 (年額)										
小学校第1学年入学児童	39,500円										
中学校第1学年進学児童	46,100円										
<p>(11) 特</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であっ</p>	<p>次に掲げる経費</p>	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。</p>								

<p>別 育 成 費</p>	<p>て、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。</p>	<p>(1)その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代学用品費等の教科学習費、通学費等 (2)その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等</p>	<p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数</p> <p>特別育成費保護単価表(措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="908 454 1385 792"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) 特別加算費年額保護単価 59,500円×高等学校第1学年入学措置児童数</p>	公私別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円
公私別	保護単価 (月額)								
国・公立高等学校	22,270円								
私立高等学校	32,970円								
<p>(12) 夏 季 等 特</p>	<p>障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏</p>	<p>その児童の夏季等特別行事に参加するのに必要な交通費等</p>	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,000円×夏季等特別行事参加措置児童数</p>						

別 行 事 費	季等の臨海、林間 学校等の行事に参加するもの。		
(13) 期 末 一 時 扶 助 費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。  算 式 期末一時扶助費年額保護単価 5,070円×12月初日の措置児童数
(14) 医 療 費	障害児入所施設及び指定医療機関の措置児童であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額  算 式 その施設のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額 なお、その児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準じて支弁して差支えない。
(15) 職 業 補	障害児入所施設の措置児童（重症心身障害児を除く。）であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通	次に掲げる経費 （1）その児童の交通費	次の算式により算定した額の合算額  算 式（1） その施設のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）

導 費	うもの。	(2)その児童に係る教科書代等	の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価 4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数												
(16) 児 童 用 採 暖 費	福祉型障害児入所施設の措置児童	その児童の冬期の採暖に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。</p> <p>算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童数</p> <p style="text-align: center;">児童用採暖費保護単価表（措置児童1人当たり）</p> <table border="1" data-bbox="448 943 1444 1279"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 943 778 1133">施設種別 地別</th> <th data-bbox="778 943 911 1133">5級地</th> <th data-bbox="911 943 1043 1133">4級地</th> <th data-bbox="1043 943 1176 1133">3級地</th> <th data-bbox="1176 943 1308 1133">2級地</th> <th data-bbox="1308 943 1444 1133">その他の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 1133 778 1279">福祉型障害児入所施設</td> <td data-bbox="778 1133 911 1279">円 6,820</td> <td data-bbox="911 1133 1043 1279">円 5,220</td> <td data-bbox="1043 1133 1176 1279">円 3,380</td> <td data-bbox="1176 1133 1308 1279">円 2,520</td> <td data-bbox="1308 1133 1444 1279">円 1,260</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条に規定する級地区分を使用すること。</p>	施設種別 地別	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域	福祉型障害児入所施設	円 6,820	円 5,220	円 3,380	円 2,520	円 1,260
施設種別 地別	5級地	4級地	3級地	2級地	その他の地域										
福祉型障害児入所施設	円 6,820	円 5,220	円 3,380	円 2,520	円 1,260										
(17) 就 職 支 度 費	障害児入所施設の措置児童（重症心身障害児を除く。）であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)そ	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 79,000円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2)</p>												

		<p>の児童 の就職 に際し 必要な 住居 費、生 活費等</p>	<p>就職支度費 1 件当たり特別基準保護単価 137,510円×その月の別に定める基準による就職 による措置解除児童数</p>
<p>(18) 葬 祭 費</p>	<p>障害児入所施設及 び指定医療機関の 措置児童であっ て、死亡したもの (以下「死亡児」 という。)</p>	<p>その死 亡児の 火葬又 は埋葬 納骨そ の他葬 祭のた  めに必 要な経 費</p>	<p>次の算式により算定した額。ただし、その死亡 児の葬祭に要した費用の総額が 153,900円をこえ る場合であって、その総額のうち火葬に要した 費用の額が 450円をこえるときはそのこえる額を、 自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額 が 10,760円をこえるときは 8,940円の範囲内にお いてそのこえる額を、それぞれ加算する。</p> <p>算 式 葬祭費 1 件当たり保護単価 153,900円×死亡 児数</p>